

越 監 公 表 第 1 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和2年（2020年）
12月28日付け越監第171号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年3月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、定期券保有区間分の旅費の減額調整をしていなかったため過支給となっていたものである。(子育て支援課)

【措置等の内容】

本件については、庶務事務システムの申請者及び決裁関与者において、申請内容の確認が不十分であったため発生しました。

指摘後、速やかに修正処理を行い、令和2年11月支給分で精算を行いました。また、庶務事務システム運用マニュアルを所属内で回覧し、定期券保有区間に係る入力方法を含め、正しい旅費の申請方法について周知徹底を図りました。

今後は、所属内職員の定期券保有区間についての確認表を作成、活用することで、庶務事務システムの申請者から決裁者まで、課内チェック体制を十分に機能させてまいります。